

自治協議会への補助金(活力あるまちづくり支援事業補助金)以外の補助金の概要

※ 地域住民による団体に助成等を行っている事業(全市的に実施しているもののみ)をまとめたもの。ただし、現物を給付しているもの、個人を対象に実費弁償を行っているものは、掲載していない。

(1)自治協議会以外の地域団体等へ補助金・負担金の交付を行っている主な事業

☆は、支援の対象や内容等から自治協議会に対する補助金との統合対象として自治協議会等から要望が寄せられたことがあるもの

事業名	交付の対象	概要	留意点	所管局
やる気応援事業	地域住民による団体	①住民によるまちづくり活動、②その準備活動に助成	－ 校区単位ではなく、自治会や任意団体の活動に対する支援	市民局
地域交流広場	地域交流広場管理組合	①地域交流広場を整備、②地域交流広場・児童広場を管理運営する団体に助成	－ 関係する団体に対する支援	市民局
地域集会施設建設等助成	自治会・町内会等	集会施設の①新築購入、②増築・改築、③修繕、④借りに助成	－ 自治会・町内会に対する支援	市民局
自主防災組織補助金交付事業	自主防災組織	防災活動に必要な資機材等の購入に助成	－ 組織設立時に限定しての支援	市民局
道路照明灯補助事業	自治会・町内会等	防犯協会を通じ、防犯灯の①設置費、②電気料の一部を補助	－ 自治会・町内会に対する支援	土木局
老人クラブ活動事業補助金	老人クラブ	老人クラブが行う社会奉仕活動、教養講座、健康増進に資する活動に助成	☆ 単位老人クラブに対する支援。 また、国からの補助金が入っており、老人クラブ毎に事業報告が必要	保健福祉局
ふれあいネットワーク事業(地域保健福祉振興基金)	校区社会福祉協議会	市社協を通じ、要援護者の見守り、日常生活支援等の活動に助成	福岡市社会福祉協議会は、社会福祉法人であり福岡市と別団体である。 また、市社協からの補助金とは別に、共同募金会からも募金実績に応じた助成金を支給	保健福祉局
ふれあいサロン事業(〃)		市社協を通じ、高齢者等と地域住民等の交流や、健康づくり・レクリエーション等の活動に助成		保健福祉局
ふれあいランチ事業(〃)		市社協を通じ、調理の困難な高齢者、障がい者等への配食等に助成		保健福祉局
校区広報紙発行事業(〃)		市社協を通じ、地域福祉に関する広報紙の発行等に助成		保健福祉局
人権啓発地域推進組織育成事業	人権啓発地域推進組織	講演会・学習会や啓発活動、広報活動に助成	☆ 将来的には自治協議会の活動との統合が考えられるが、そのための体制整備などに時間が必要である	教育委員会
放課後の遊び場づくり事業	校区わいわい広場(わいわいくらぶ)運営委員会	平日の放課後に学校施設を児童に開放。運営委員会に助成	－ 関係する団体に対する支援 (子ども関係施策については、現在所管局において検討中)	こども未来局
地域子ども育成事業(子どもの夢応援事業)	子どもによる団体、子どもの育成団体等	子ども達が自主的に企画・実施する行事や活動に助成		こども未来局
区青少年育成推進事業(中学校区非行防止対策補助金)	中学校区青少年育成連合会	健全育成、非行防止、環境浄化、広報啓発の活動に助成		こども未来局
屋間校庭開放事業	校区校庭開放運営委員会	小学校の校庭を幼児・児童・生徒に開放。市校庭開放運営委員会連絡会を通じ、運営委員会に助成。現物(ボール等)の給付も実施	－ 関係する団体に対する支援	こども未来局
福岡市立学校体育館開放事業	校区体育館開放運営委員会	スポーツ振興事業団を通じて、運営委員会に年間事務費相当額を助成		市民局
福岡市立学校校庭夜間開放事業	校庭夜間開放運営委員会(中学校区単位)			市民局
学校管理運営委員会補助金	福岡市立学校開放等施設管理委員会	夜間、休日等における学校開放事業に供する施設の管理を適切かつ円滑に行うため、福岡市立学校開放等管理委員会連絡会を通じ、各管理委員会に助成。		教育委員会
校区国際交流活動助成	自治協議会、自治連合会等	校区の国際交流活動に助成	－ 関係する団体に対する支援	総務企画局
「福岡市まちづくり推進要綱」に基づく活動費助成	まちづくり協議会	地区レベルの構想・計画づくり等を行うまちづくり協議会の活動に助成	－ 地区レベルに対する支援	都市整備局

(2)報償費の支払いを行っている事業

事業名	支払いの対象	概要	留意点	所管局
広報物配布等業務	自治協議会、自治会・町内会等	①市政だより及び同時配布物の配布、②①以外の広報物の配布・回覧等を行う団体に報償費を支給	－ ①は原則業者配布(市内の約2割は地域で受託) ②は世帯数に応じて自治会単位に積算	市民局
地域環境活動推進費(旧環境推進委員制度)	自治協議会	①ごみ減量・リサイクルに関する事業、②環境美化に関する事業、③ごみ出しルール普及・啓発に関する事業等を実施することに対し報償費を支給 ※平成18年度末で「環境推進委員制度」を終了、自治協議会主体の活動を支援するものとして19年度に本事業を開始。ただし、19年度は、経過措置として、希望する校区には引き続き環境推進委員を設置。	☆ 20年度以降の支援のあり方については、現在所管局を中心に検討中	環境局
不法投棄防止推進費	自治協議会(未設立の場合は自治連合会)	市が重点的に監視活動を行っている不法投棄常習地域で自治協議会等が行うパトロール等に助成	－ 全校区対象ではなく、対象となる校区を限定した助成	環境局
地域集団回収等報奨制度(集団回収)	自治会・町内会、子ども会等	集団回収を実施する団体に報償金を支給	－ 各団体の回収量等の実績に応じて報償費を支給	環境局
地域集団回収等報奨制度(①校区紙リサイクルステーション、②紙リサイクルボックス)	①自治協議会等、②自治会・町内会、子ども会等	市が貸与する①「校区紙リサイクルステーション」、②「紙リサイクルボックス」を管理・運営する団体に、報償金を支給		環境局
福岡市公園愛護報償金	公園愛護会	都市公園などの維持管理活動を行う公園愛護団体に報償費を支給	－ 関係する団体に対して報償費を支給	都市整備局
治水池環境美化活動報奨金制度	治水池環境美化団体	治水池環境の保全に協力し、治水池の清掃及び除草等を自発的に行う団体に、報償費を支給		下水道局
河川浄化報償金制度	川を守る会等	河川の清掃、除草等を行う団体に報償費を支給		下水道局

(3)業務の委託を行っている事業

事業名	委託の対象	概要	留意点	所管局
留守家庭子ども会事業	留守家庭子ども会運営委員会	留守家庭子ども会の運営費及び補助指導員活動経費を支払い	－ 関係する団体に対する支援 (子ども関係施策については、現在所管局において検討中)	こども未来局

(1) 自治協議会以外の地域団体等へ補助金・負担金の交付を行っている主な事業

事業名	金額 (限度額)
やる気応援事業	①事業費の3/4、50万円、②10万円
地域交流広場	①850万円、②年3万円
地域集会施設建設等助成	総費用の1/2。①800万円、②200万円、③100万円、④50万円
自主防災組織補助金交付事業	10万円(1回のみ)
道路照明灯補助事業	1基につき①2,000～36,000円、②年1,700円または年2,200円
老人クラブ活動事業補助金	4,800円×活動月数
ふれあいネットワーク事業(地域保健福祉振興基金)	年7万円+(5～9万円(校区人口に応じ)×実施自治会数/校区自治会総数)
ふれあいサロン事業(")	実施回数に応じ年48,000～192,000円
ふれあいランチ事業(")	配食数等に応じ積算
校区広報紙発行事業(")	総発行部数に応じ年3～5万円
人権啓発地域推進組織育成事業	年25万円(2校区で組織の場合は32万円)
放課後の遊び場づくり事業	年1万円
地域子ども育成事業(子どもの夢応援事業)	事業費の2/3、6万円
区青少年育成推進事業(中学校区非行防止対策補助金)	年75,000円
屋間校庭開放事業	年25,500円
福岡市立学校体育館開放事業	年165,000円
福岡市立学校校庭夜間開放事業	年46,000円
学校管理運営委員会補助金	平均 年91,000円
校区国際交流活動助成	総事業費の1/2、10万円
「福岡市まちづくり推進要綱」に基づく活動費助成	初動期・計画策定期:年20万円、計画実現期:年50万円

(2) 報償費の支払いを行っている事業

事業名	金額
広報物配布等業務	①6.45円(市政だよりの増頁・同時配布物により増額あり)×世帯数×配布回数 ②月15円×世帯数
地域環境活動推進費(旧環境推進委員制度)	原則として、単位自治会に26,000円/年、校区に26,000円/年の合計額をまとめて自治協議会へ支給
不法投棄防止推進費	25,000円×活動月数
地域集団回収等報奨制度(集団回収)	(5円/kg×回収量)+(2,500円×実施月数)
地域集団回収等報奨制度 (①校区紙リサイクルステーション、②紙リサイクルボックス)	①(5円/kg×回収量)+(1万円×管理月数)+(60円/年×世帯数、12～42万円) ②(5円/kg×回収量)+3または5万円(設置場所により異なる)
福岡市公園愛護報償金	面積に応じ年28,000～36,000円
治水池環境美化活動報奨金制度	年3万円/団体
河川浄化報償金制度	年5万円+活動流域の長さに応じ年4～7万円

(3) 業務の委託を行っている事業

事業名	金額
留守家庭子ども会事業	平均 年3,229,000円